

(資料1) オーガニック雫石 PGS 運営方針

1. 背景

PGS は IFOAM で概説された標準と認証システムの原則に従っていれば PGS と分類される。本文はオーガニック雫石が IFOAM の原則に則り、その PGS メンバーによって運営方針として作成されたものである。

本文は、日本のどの PGS でも使用されるようにひな形としてもまとめられている。

2. IFOAM PGS の基本理念

有機農産物を求める消費者に信頼性の高い保証を与える点で、IFOAM PGS は第三者認証制度と目的は同じである。しかしながら、IFOAM PGS は有機農業に関心の深い生産者、消費者小売店、栄養士、学識経験者、農業改良普及員、レストラン店主等の人々（IFOAM ではこれらの人々を STAKEHOLDER と呼んでいる。以下オーガニック雫石の関連文書では SH と略す）が認証過程に直接参加する点が第三者認証とは決定的に異なる。

SH が生産・評価・農場調査などに積極的に参加すれば、有機農業と生産品に対する信頼が高まるのは当然である。

これを実現するためには、SH の有機農業を囲むすべてのジャンルに関する知識・能力開発も重視しなければならない。SH の直接的参加によって PGS の取組みは文書作成・記録保存の面倒を少なくすることが可能となる。

IFOAM PGS の取組みは、小規模生産者を有機農業に転換させることも狙いとしている。

JAS のような第三者認証制度は、認証手続きに従っていることを“生産者が証明すべきだ”という思想で始まるのに対し、PGS は、その根底に生産者に信頼を置いた“信頼に基づいた行動規範”をとっている。その信頼性は、徹底した透明性・公開性で成り立ち、官尊民卑の考え方や行政の関与を最小化した環境で運用することを基本理念としている。

(参考文献：参加型認証制度(PGS)の定義 IFOAM (国際有機農業運動連盟)

Definition of Participatory Guarantee Systems IFOAM (International Federation of Organic Agriculture Movements) 日本有機農業研究会訳[2012])

3. IFOAM PGS の基本理念を構成する基本要素と特徴

表1に IFOAM PGS の基本理念を構成する6つの基本要素およびその具体的な内容を示した。

表1 IFOAM PGSの基本理念を構成する6つ基本要素とその特徴

基本要素	特徴
ビジョンの共有	草の根の相互協力、情報共有（オーガニック雫石 資料1に反映）
信頼	生産者が有機農業を遂行していることの宣誓（オーガニック雫石 資料4に反映）
水平性	すべてのSHによって作成された基準・標準など（オーガニック雫石資料1,2,3,5に反映）
透明性	文書化された管理方式、規則順守、明確に成文化された規則違反行為に対する罰則規定（オーガニック雫石資料1,3に反映）
参加	小規模生産者およびSHの定例打合せ、農場調査、セミナー、各種イベントなどへの参加（オーガニック雫石 資料1に反映）
継続的学習	生産者への継続的学習の勧め（セミナー・イベントの情報提供および参加、農場調査への参加、有機産物であることを認証するシール、ラベルの発行（オーガニック雫石資料1,5,7に反映）

これらを要素とその具体的内容をIFOAMでは図1のように解説している。

オーガニック雫石の一連の資料1から7はこれらの構成要素をすべて反映したものである。

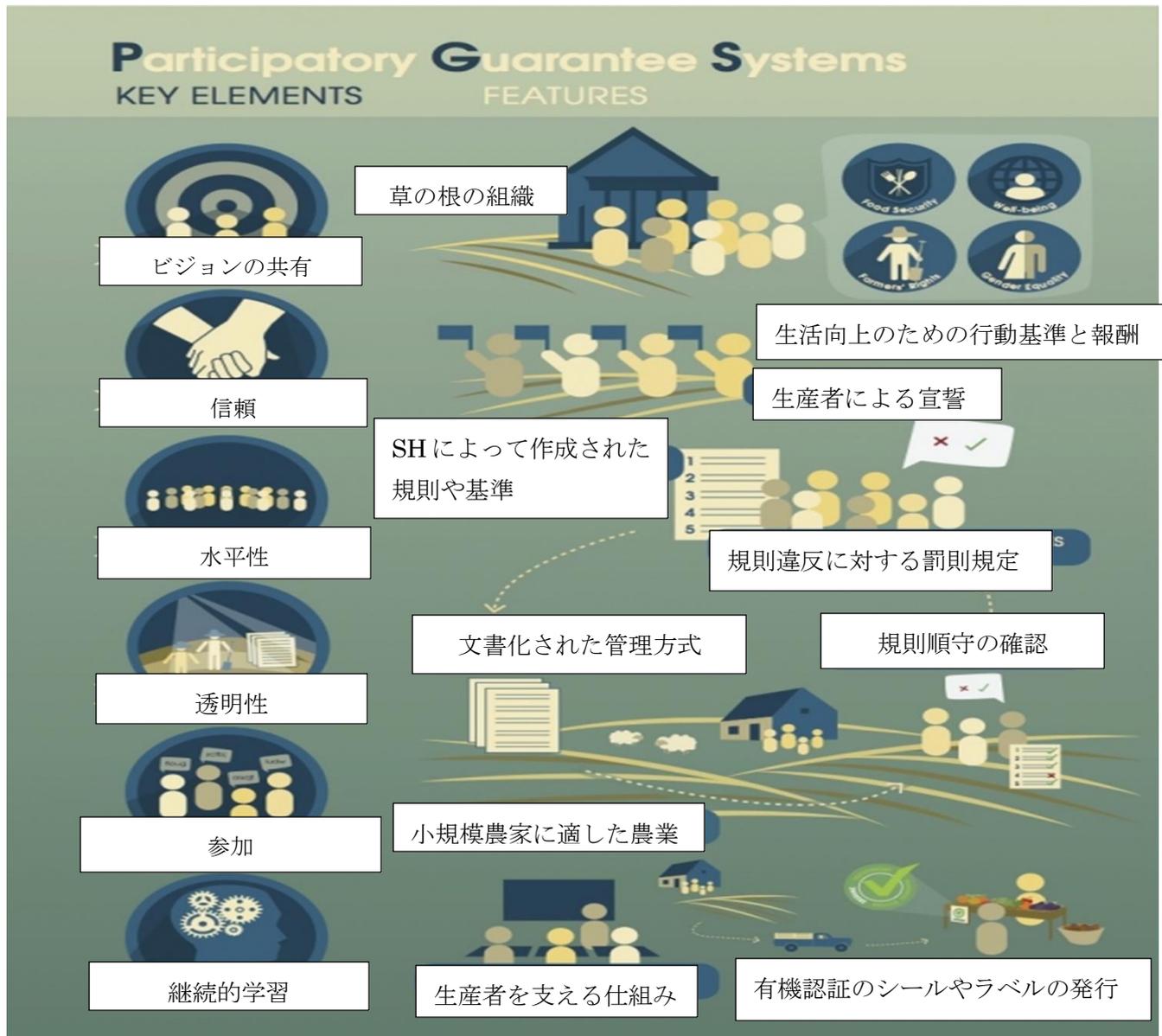


図1 IFOAM PGSの基本理念を構成する要素と特徴

4. メンバー、経費、組織運営

メンバー

オーガニック雫石 PGS グループは以下の SH で構成される

農業者

PGS 生産者のメンバー資格の認証のための農場調査、打ち合わせ、講習会・研修会などに参加する。オーガニック雫石 PGS グループの主要メンバーであり、オーガニック雫石年会費を支払う。また、管理者の役割を補完する。

彼らはメンバー資格の認証や認証経費の決定に対して責任を持つ。

消費者

一般消費者から構成され、オーガニック雫石 PGS グループからの生産物の購入、PGS 生産者のメンバー資格の認証のための農場調査、打ち合わせ、農場調査結果報告会などに参加する。

オーガニック雫石年会費を支払う。また、他の消費者へ広告塔としての役割を果たす。

その他の ST

学識経験者、農業改良普及員、食料品店経営者、栄養士、レストラン経営者、レストラン料理長などの人々。有機農業技術の指導だけではなく、生産物の味や栄養などの面からも助言を与えてくれる専門家であり、オーガニック雫石のメンバーに限らず外部からアドバイザーとして各種打ち合わせや農場調査などに積極的に参加し、有機生産物の品質向上に寄与する。

経費（年間）

表 2 にオーガニック雫石の年間経費を示す。

表 2 オーガニック雫石の年間経費

経費項目	経費	備考
入会金	80Euros [134x80 = 10,720 円]	IFOAM へ支払う入会金
年会費	100Euros [13,400 円]1 月 1 日から正式会員となり前年度の売り上げが PGS 全体で 50,000Euros[6,700,000 円]以下の場合	IFOAM へ支払う年会費
オーガニック雫石の年会費	3,000 円/会員	
各農家のオーガニック雫石への認定申請費	0 円	
検査日当	0 円/人	
検査報告書作成費	1,000 円/生産者	
検査旅費	0 円	
講習会受講費	実費（各自負担）	
通信費	10,000 円	郵便、電話、インターネット
ロゴの維持管理費	5,000 円	

2015 年度は 130Euros（80Euro の入会金及び 50Euro*の年会費）

2016 年度は払い込み遅れのため 150Euro(19,309 円)を計上。

*: 2015 年 7 月以降に IFOAM MEMBER になったので年会費は半額の 50Euro。

組織運営

オーガニック雫石 PGS グループの組織運営

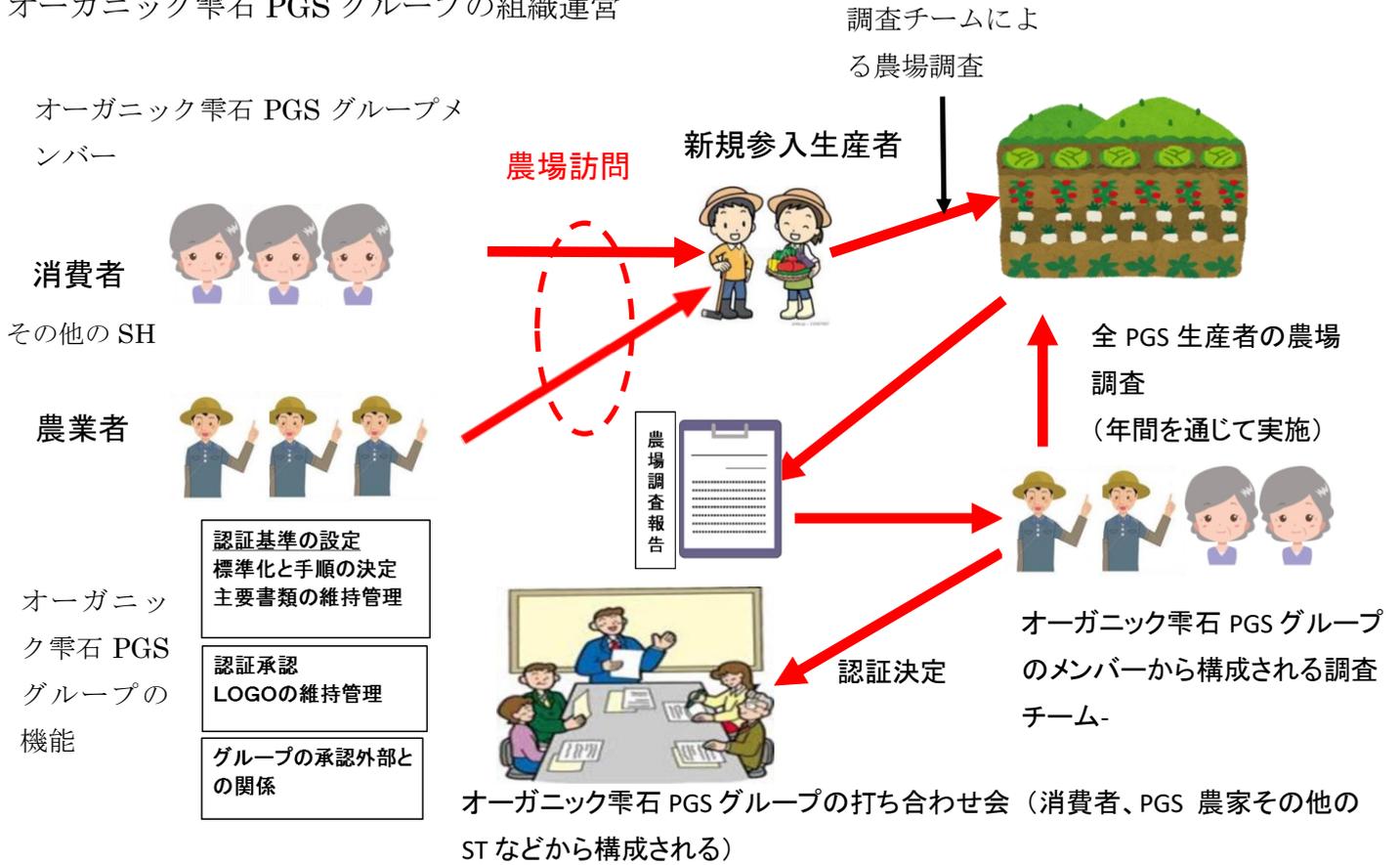


図 2 オーガニック雫石 PGS グループの活動

オーガニック雫石 PGS グループの業務運営

オーガニック雫石 PGS グループには図 2 に示したように認証基準の設定、標準化と農場調査手順の設定、主要文書の維持管理、認証承認、オーガニック雫石の LOGO 管理・維持、認証書の発行、渉外の機能がある。オーガニック雫石 PGS グループメンバーは消費者と生産者及びその他の SH から構成されており、代表 1 名、副代表 1 名が管理業務に当たり、全体の業務運営を遂行する。

オーガニック雫石 PGS グループでの PGS 生産者の認証手続き

[1]オーガニック雫石では毎年一度全 PGS 生産者の農場調査を定期的に行う。

更に、生産物の品質を保つために年間を通じて非定期の農場調査も行う。

[2]したがって PGS 生産者の認証有効期間は 1 年。

[3]図 2 中認証決定までの流れを示す矢印はすべて赤で示している。

講習会、研修会への参加

オーガニック雫石では生産者、消費者の知識向上のため地域単位で行われる講習会や研修会、イベント等へ参加することを推奨している。具体的には岩手県で毎年行われるオーガニックフェスタ、地域の有機農家の農場巡りとそこでの説明、岩手有機農業連絡協議会などが主催する講習会、研修会、地域に根ざした食育、大学と連携した食味などの科学的調査、グループ内の SH によるオーガニック産品と加工商品に関する意見交換及びオーガニックキャラバンなど。

5. オーガニック雫石における PGS 認証取得までのプロセス

準備

オーガニック雫石 PGS 応募申請者はオーガニック雫石 PGS 運営方針と同 PGS 有機栽培原則を理解した上でオーガニック雫石 PGS 応募申請書を作成する。

応募した生産者は作成した申請書をメールに添付するか FAX でオーガニック雫石事務局へ送る。

オーガニック雫石管理者は評価チームメンバー全員に申請書を送る。

申請書評価チームは少なくとも下記のメンバーから構成されなければならない。

- a. オーガニック雫石 PGS 管理メンバー（1人）：代表または副代表
- b. オーガニック雫石 PGS メンバー（1人）：PGS に属している生産者で評価される農場の生産物や知識のあるもの。
- c. オーガニック雫石または外部の SH メンバー（1人）：日ごろグループに属している農場の生産物を消費したり、さらには有機農業に興味のある会員。

PGS 応募申請書の評価チームは後日行われる生産者農場調査チームも兼ねる。

評価

1. 評価チームの1人のメンバーがオーガニック雫石 PGS 申請書評価報告書完成に対して責任を負う。
2. 評価チームのメンバーは申請書に対して質問をし、農場調査の前に申請書の内容に関して調査することができる。
3. オーガニック雫石の農場調査はオーガニック雫石 PGS 生産者農場調査様式によって実施される。
調査項目に関連した Q&A は調査中に行われる。
4. 農場調査後に全てのコメント、提言、Q&A は調査を終了前の打ち合わせで行われる。
これは以後に行われる農場調査結果の打ち合わせ会での認証効率化を目的としている。
オーガニック雫石 PGS グループによる農場調査結果の打ち合わせ会ではオーガニック雫石生産者農場調査結果（案）を最終化する。
この打ち合わせ会は公開で行われ、全生産者、消費者、農場調査チーム、その他の SH が出席する。
全メンバーはこの打ち合わせで、自由にコメントを述べることができる。
またオーガニック雫石 PGS 応募申請希望者も参加者からのコメントを直接聞くことや、Q&A に参加することが出来る。
5. 打ち合わせ結果により各生産者は必要に応じてさらに検証、実行、改善が求められる。
6. 上記すべての行動計画表は記録する。
7. 上記の事項を終了すると、最終報告書が作成される。

報告と採否

オーガニック雫石 PGS 農場調査チームにより、PGS 農場としての認証を受けた生産者に対してオーガニック雫石 PGS 事務局はオーガニック雫石 PGS 会員の認証書を発行し、生産物に対して貼る以下の認証ロゴを発行する。



図 3 有機生産物に貼る認証ロゴ

自然農で栽培をしている生産者もこの認証書を受けることが出来るが、オーガニック雫石 PGS 運営方針とオーガニック雫石 PGS 有機栽培原則に従い、オーガニック雫石 PGS 生産者農場調査をパスしなくてはならない。

認証が却下される場合.

いかなる生産者もオーガニック雫石 PGS 有機栽培原則に従っていない場合は申請書を提出できない。もし栽培原則に従うように修正する可能性があり、生産（物）の状況を変えることが出来る場合には申請者はオーガニック雫石 PGS 応募申請書を再提出することができる。

全ての評価に関わる資料はファイルされオーガニック雫石事務局で管理される。

すべてのデータは電子的に取り込まれオーガニック雫石事務局のデータベースに保存される。

追跡調査

すべてのオーガニック雫石 PGS に属している生産者の農場は上記と同様の手順で、通知された期間に毎年調査され、認証を受ける。

立ち入り検査

オーガニック雫石 PGS グループは以下の状況で生産者の農場内に立ち入り検査をすることが出来る。

- a. 生産者の生産物に関して書面での苦情がオーガニック雫石 PGS グループに寄せられたとき。
- b. 毎年の定期検査のまえの品質管理のため。

6. 規則違反、自己管理

オーガニック雫石 PGS グループはすべての PGS メンバーがオーガニック雫石 PGS 運営方針やオーガニック雫石 PGS 有機栽培原則にあるように PGS の基本理念と人間としての共通の良識に従って仕事をするとときに最大の効果を発揮するように運営されている。

規則違反に対しては公式な懲戒処分の前に PGS グループ内での議論、指導、助言がなされる。

すべての PGS メンバーはサインをしたオーガニック雫石 PGS 生産者誓約書によって行動しなければならない。

オーガニック雫石はどの生産者にたいしてもオーガニック雫石 PGS 有機栽培原則に従っていない場合、さらにはメンバー内の指導や助言が効果的でない場合には正式な懲戒処分を実施することができる。

これは下記のガイドラインに従って実施される。

(1) 苦情が書面で受け付けられたときのみに対応することとする。単なる思い付きや理由のない口頭での苦情に対しては対応しない。

(2) 苦情の種類

a. 書面で寄せられた苦情が許容されない生産物であったり、生産技術であったりする場合は、生産者の農場への立ち入り検査が懲戒委員会の前に実施される。この立ち入り検査は通知なしに、少なくともオーガニック雫石 PGS 管理者（管理者違反の場合は副管理者が対応する）ともう一人直接影響を受けていない PGS メンバーで行われる。この立ち入り検査の間は定期的な生産者農場調査と同様な手順に従うが、特に苦情に焦点を当てて実施される。この立ち入り検査後は下記の手順で実施される。

b. 口頭で寄せられた苦情の場合は 上記 a. は不要とみなされ手順 c.に進む。

c. 議事録付き会議が下記の人々の出席をもって招集される：

i. 苦情が浴びせられたメンバー

ii.オーガニック雫石 PGS 管理者（代表または副代表）

iii.苦情に関連していない少なくとも1名のオーガニック雫石の PGS メンバー

iv.議事録を担当する人（1名）

v.苦情を申し立てた人、または正式代表者。不可能な場合は書面にした苦情。

(3) 苦情がメンバーへ読まれ、証拠書類が示される。苦情を寄せられたメンバーは彼らの訴えに、答えたり説明したりする機会が与えられる。さらに彼らの回答を立証する証拠を集めることが出来る。

(4) オーガニック雫石 PGS グループメンバーで構成される懲戒委員会は両者の言い分を聞き取り後に、以下の裁定をくだすこととする。

a.苦情の却下：もし苦情が根拠のないものとみなされる場合、両者に通知され決定が記録される。

もし必要であれば、その決定は書面で影響を受けた面々に連絡される。

b.苦情の受諾：もし苦情が正当であれば懲戒処分が関係者に対してとられる。懲戒委員会は違法行為のレベルを検討し、適切な懲戒処分を実施し、その決定は書面で影響を受けた面々に連絡される。

懲戒処分

a.第一警告：もしこれが初めてで、重大でない過失の場合（下記の c.に記述されていないものは重要な過失とはみなされない）そのメンバーは第一警告を受ける。その警告は1年間有効。

b.第二警告：この1年間における同様な過失に対して第二警告を受けた場合には、直ちにオーガニック雫石 PGS メンバーの資格を失う。

c.重大な過失：下記のような重大な過失とみなされる場合にはオーガニック雫石 PGS メンバー資格を警告なしに即失う。

重大な過失の例

i. 公衆の面前でのオーガニック雫石 PGS メンバーや消費者への乱暴（身体的やその他の）

ii. オーガニック雫石 PGS グループの評判を落とすような如何なる行動

iii. 特に日本農林規格で禁止されている材料や添加物の使用や適用、更にオーガニック雫石 PGS 有機栽培

培原則で特に禁止されているほかの材料の使用。

- iv. 有機栽培原則に反する如何なる違反
(例えば：遺伝子操作の使用、汚染物質・化学肥料を含んだ生産物)
- v. 年次オーガニック雫石 PGS 生産者農場調査での指摘事項への未対応
- vi. 如何なる犯罪行為
- vii. オーガニック雫石 PGS グループ未認証の生産物*をオーガニック雫石 PGS 認証を受けた生産物として販売。
*：毎年発行するオーガニック雫石 PGS 会員認証書内に認証された生産物記述がある。
- viii. 有機野菜としてロゴまたは第三者承認者（JAS）の登録番号または有機として市場に出回っているもので、オーガニック雫石の PGS 認証を受けていない生産物にオーガニック雫石のロゴを貼って販売。

メンバー資格の剥奪

- a. もし、メンバーの資格が重大な過失で剥奪された場合にはオーガニック雫石ロゴのある生産物を守る権利を失う。
- b. もし、オーガニック雫石のメンバーの資格が重大な過失ではなく、第一警告で済んだ場合には、メンバー資格とオーガニック雫石ロゴを使う権利は取り消されないが、そのメンバーは1年間裁定に従うようオーガニック雫石 PGS グループの管理下におかれる。

メンバー資格の回復

オーガニック雫石 PGS のメンバー資格を第二警告ではなく奪されたものは、失効から1年後にメンバー資格の再申請ができる。すべての以前の過失は取り消されるものみなされ、その申請は新規として扱われる。

7. PGS と JAS の違い

[1] JAS とは

現在日本には有機農業を支える認証制度として国際有機農業運動連盟（IFOAM）の基準に則って作られた JAS 認証制度がある。これは農水省の登録機関のみが認定できるしくみになっているが、生産者への書類作成などの負担が大きいことと、JAS 認証を持たない有機農業者が有機野菜とラベルすら貼れない状況となってしまう制度が出来てから 15 年経つのに有機生産者の増大にはつながっていなかった。

現在有機耕作地面積は全耕地面積の 0.35%で、農水省はおおむね平成 30 年度までに、我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増（0.35%→1%）する方針である

(<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/140425.html>)。

図 4 に JAS 認証の手続きを示す。(<http://www.tokukaigi.or.jp/youki/content2/ninsho-zigyuu.html>)

認定までの手順

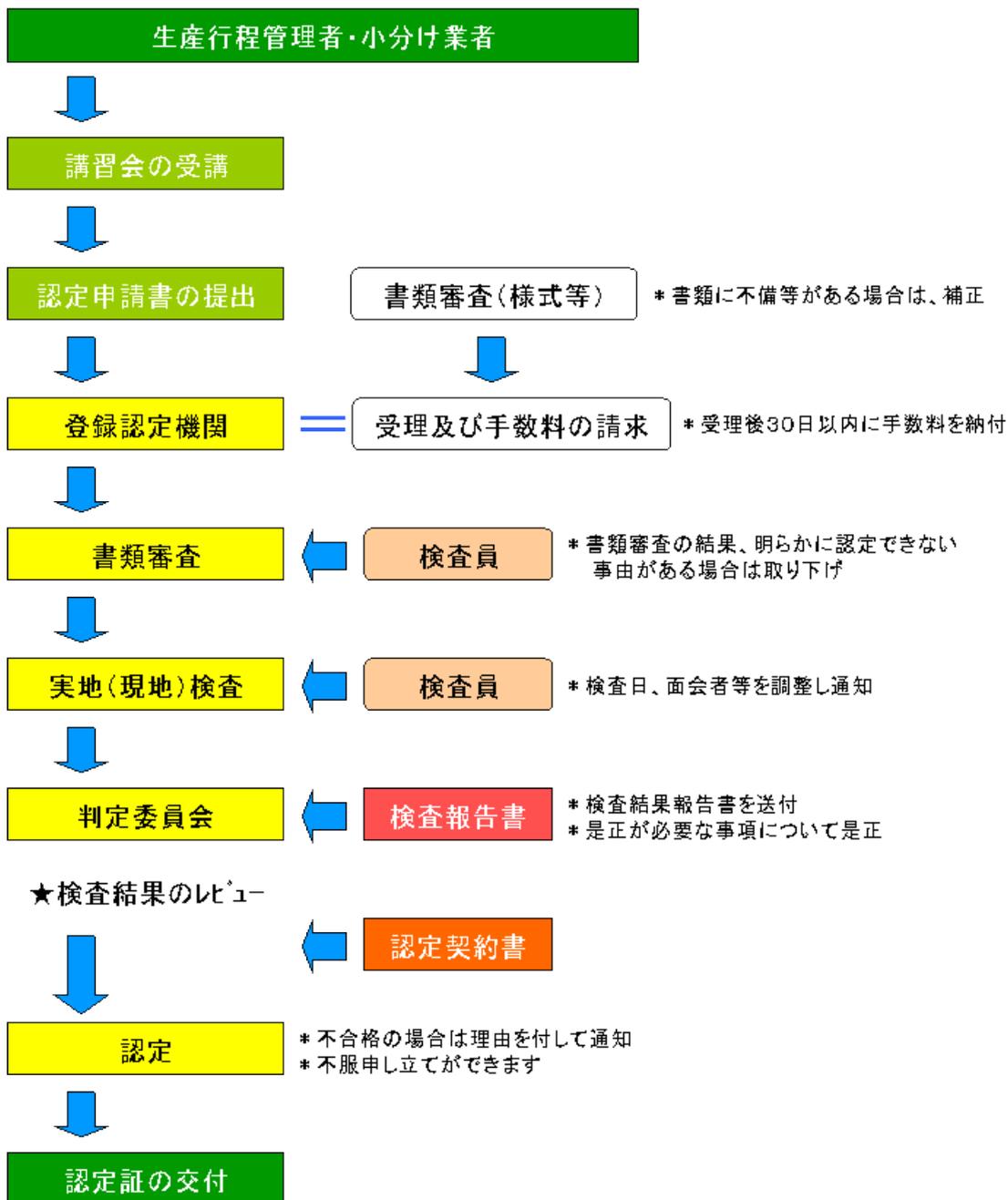


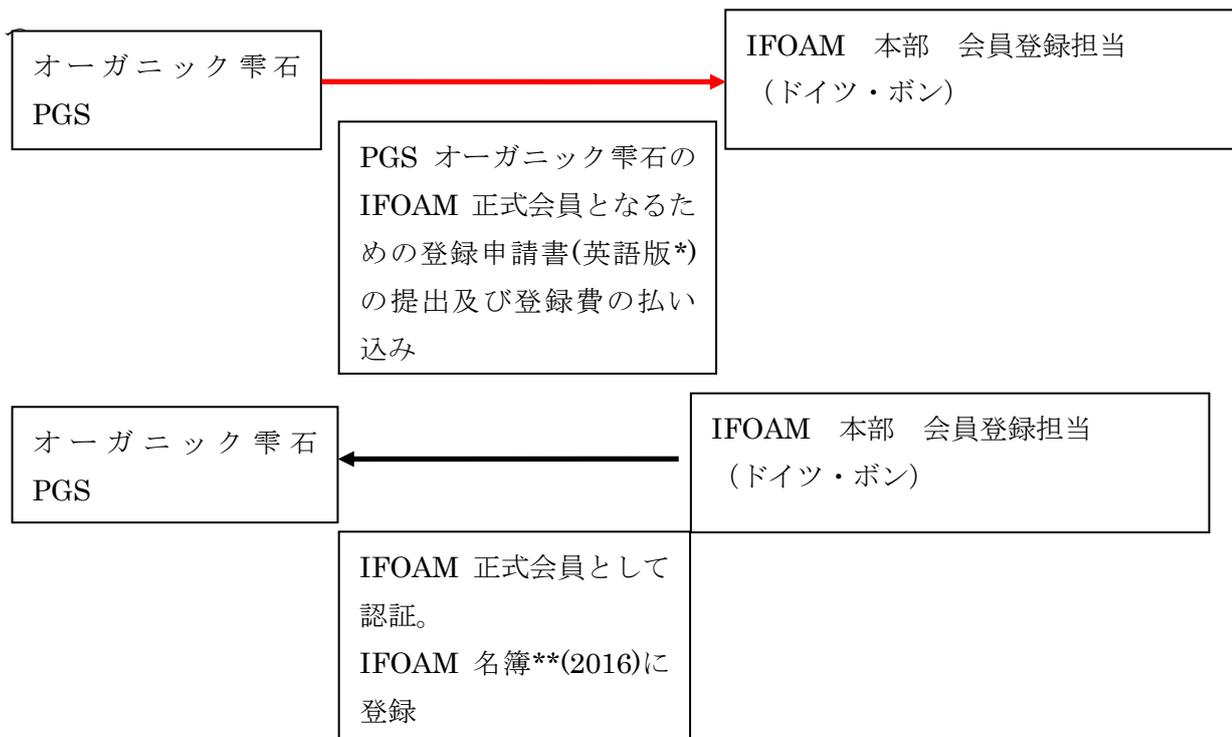
図4 JAS 認証の手続き

[2] PGS とは

一方、IFOAM にはもっと簡易な参加型の認証制度 PGS[Participatory Guarantee Systems]があり、農家の負担を減らせるしくみが取られている。これは、国が指定した第三者機関が認証を行う JAS とは異なり、地域ごとに消費者、生産者及びその他の SH が中心となって農場の調査や認証を行い小規模ながら簡易に有機生産者を増やす仕組みとなっている。このためにはまず IFOAM の正式メンバーとなり、次に IFOAM に認定された PGS グループとなるプロセスを踏むが、図 5 のように一切の処理をメールで進めることができる。

(1) IFOAM（世界有機農業運動連盟）PGSの正式会員となるためのメールのやりとり

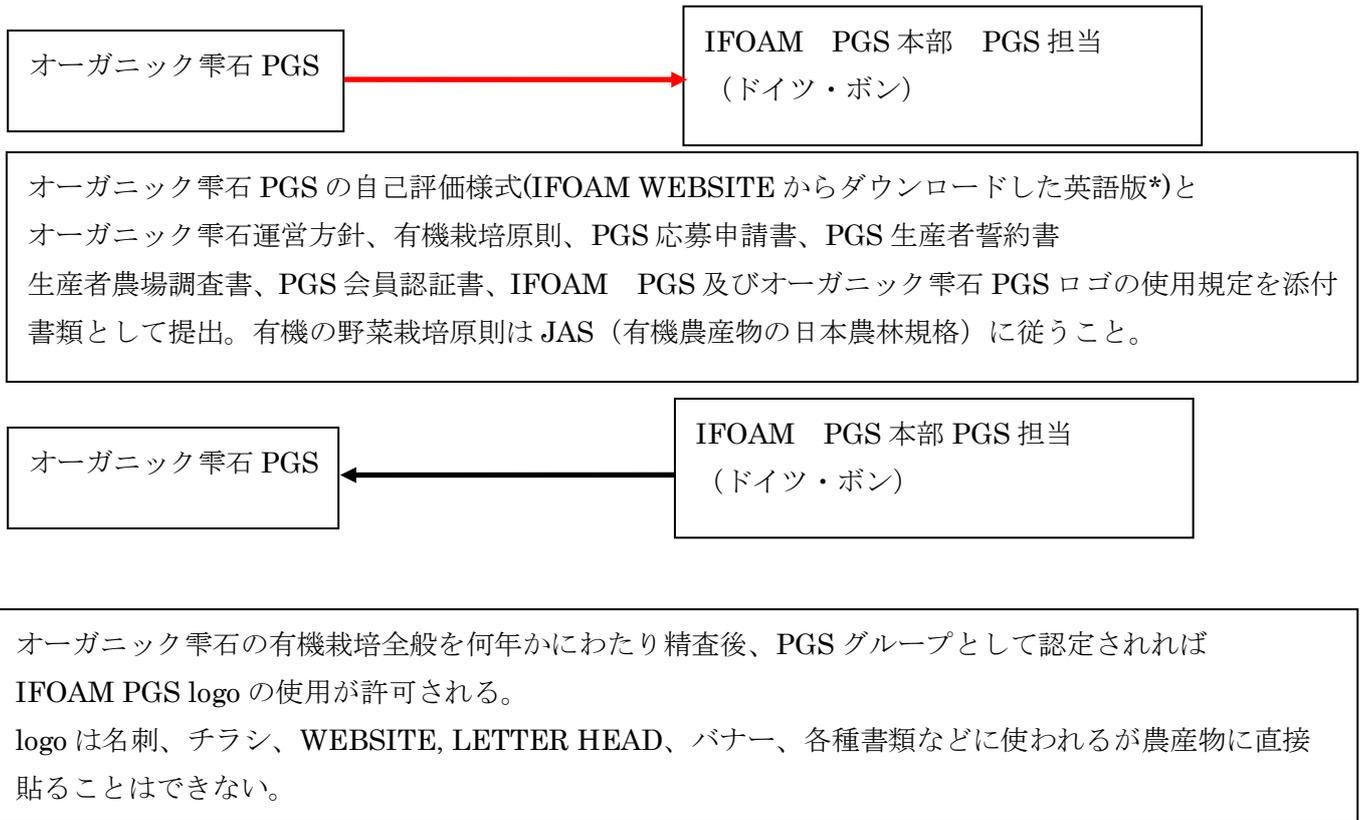
(a)まず IFOAM の正式会員になることが必須の条件（ひと月以内に正式会員になれる）



*: http://www.ifoam.bio/sites/default/files/application_form_organizations_2015_jp_copy.pdf
(最近は上記 website から直接申し込めるようになった)

** : http://www.ifoam.bio/sites/default/files/application_form_organizations_2015_jp_copy.pdf
(オーガニック雫石は名簿の 73 ページに掲載されている)

(b)次に IFOAM PGS の正式認定をうけるための処理に進む（最短で 1-2 年間はかかる）



*: <http://www.ifoam.bio/en/file/pgsself-evaluation-formfinal2016docx>

図 5 IFOAM に正式に認定された PGS グループとなるためのメールでの処理



[3] JAS と PGS 何がちがう？

比較項目		JAS	PGS
基本理念		有機栽培の推進	6つの基本要素の遂行(2. 参照)
有機農家の認証機関		農林水産大臣に登録された第三者機関である「登録認証機関」	IFOAM 正式会員であるオーガニック雫石 PGS グループが認証する。
認定を受ける対象		農家単位	PGS グループ単位 (複数の農家が含まれる)
有機農産物規格		有機農産物の日本農林規格	同左+オーガニック雫石 PGS 有機栽培基本原則
費用(円) 初年度	入会金	50,000	IFOAM の入会金 80Euros [134x80 = 10,720 円]
	年会費	120,000	IFOAM の年会費 100Euros [13,400 円]1月1日から正式会員となり前年度の売り上げが PGS 全体で 50,000Euros[6,700,000 円]以下の場合 オーガニック雫石 PGS の年会費：3,000 円
	認証申請費	20,000	0 円
	検査日当	25,000	0 円
	検査報告書作成費	5,000	1,000 円/生産者
	検査旅費	実費	0 円
	運営協力費	売り上げ高の0.5%~0.1%	なし(年会費に含まれる)
	講習会受講費	実費	実費
	合計/人	220,000+X	7,000-8,000
費用(円) 2年目以降	年会費	120,000	前年度の売り上げで決まる*
	認証申請費	20,000	0 円
	検査日当	25,000	0 円
	検査報告書作成費	5,000	1,000 円/生産者
	検査旅費	実費	0 円
	運営協力費	売り上げ高の0.5%~0.1%	なし(年会費に含まれる)
	講習会受講費	実費	実費
	通信費(郵便、電話、インターネット)	TDB	10,000 円
	ロゴの維持管理費	0 円	5,000 円
	合計/人	170,000	7,000-8,000

オーガニック雫石の売り上げと IFOAM 年会費の関係

オーガニック雫石売り上げ	IFOAM 年会費
< 50,000 Euros	100 Euros
< 200,000 Euros	300 Euros
< 800,000 Euros	1,000 Euros
< 2,000,000 Euros	2,000 Euros
< 5,000,000 Euros	3,000 Euros
> 5,000,000 Euros	4,000 Euros

[4] PGS の世界的動向

2017 年現在 IFOAM PGS として正式に認定されている国はブラジル、フランス、ナミビア、ニュージーランド、ニューカレドニア、米国、フィリッピン、ヴェトナム、スリランカの 9 か国である。

(<http://www.ifoam.bio/en/global-online-pgs-database>)。

更に IFOAM に正式に認定された PGS グループとなることを検討中の国と地域は 51 に上る。

オーガニック雫石 PGS グループは IFOAM の正式認定を受けるべく現在活動中である。

この認定が受けられれば、世界各国との有機農業者との交流を通じて、有機農業の慣行農業に対する利害得失の情報交換や、有機生産物に対する正当な値付けの議論への参加も可能となる。

更に毎年行われる PGS 応募申請、消費者やその他の SH も含めての生産者農場調査は安心・安全の産物を消費者へ届ける点で大きなメリットとなる。有機農産物の生産者を増やすことや消費者の有機生産物に対する理解を深めるためにも IFOAM PGS の導入は日本でも今後ますます重要となる。